

新潟市民病院会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月30日

新潟市病院事業管理者 五十嵐 修一

新潟市民病院管理規程第12号

新潟市民病院会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程

新潟市民病院会計年度任用職員就業規程（令和2年新潟市民病院管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（医師の勤務間インターバル及び代償休息）

第8条の2 新潟市民病院職員就業規程（平成20年新潟市民病院管理規程第12号。以下「職員就業規程」という。）第11条の2の規定は、医師である会計年度任用職員の勤務間インターバル及び代償休息について準用する。

第9条中「新潟市民病院職員就業規程（平成20年新潟市民病院管理規程第12号。以下「職員就業規程」という。）」を「職員就業規程」に改める。

附 則

この規程は、令和8年8月1日から施行する。